<第2号議案> 港南台第二小学校PTA規約第42条の改訂について

港南台第二小学校PTAに設置されている各種委員会については、新型コロナウィルス感染症が流行していた2020年度から2022年度にかけて、各種委員間の活動内容に濃淡があったことから、活動内容の平準化をはかるため、校外委員会の活動内容のうち「交通安全協会に関する活動(以下「安協」)」については学年学級委員会に移管して2023年度は活動を進めてまいりました。しかしながら、安協に関する活動を進める中では

- ①例年4月に開催される安協の打ち合わせに際して、新年度の学年に移行後4月中旬に選出される学年学級委員では出席が難しく、運営委員のほうで代理出席せざるを得なかったこと
- ②安協より依頼される通学路における危険個所の洗い出しについて、学年学級委員の方が自身の 居住地域以外の通学路の危険個所も洗い出し・現場確認等をしなければならず、実態として校 外委員の協力を得ながらでなければ、活動が進められないこと
- 等、活動を進めるにあたって非効率かつ負担増となっていることが判明しています。

こういった状況を踏まえ、他の校区におけるPTAや区役所担当者とも情報交換を行ったところ、「学年学級委員会が安協活動を担当することで、かえって非効率になり活動が進めにくくなるのではないか」といった港南台第二小学校のPTA活動を懸念する意見をいただきました。

以上を踏まえ、「安協」活動のスムーズな運営および担当する委員の負担軽減といった観点から、 以下の通りPTA規約を改訂し、学年学級委員会が担っている「安協」の活動については、校外委 員会に担当いただくこととします。

また、各種委員会の活動にあたり、保護者の皆さんがお忙しい中でもPTA活動の当初の目的である「保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ること」に特化して活動できるよう、デジタルツールの積極的な活用による効率化はもちろんのこと、各種委員会間での相互協力体制を築くことも必要であることから、委員会間の相互協力体制について明記することとします。

現 行

第42条 この会に次の委員会を置く。

1. 校外委員会

児童の校外生活の指導を行い、地域との教育環境の向上に努める。

2. 学年学級委員会

学級学年の保護者と教職員が協力し、学級および学年の活動並びに保安活動(児童の安全に係わる活動)を行う。

3. 広報委員会

この会の活動状況を会員や地域に知らせるための広報活動を行う。

以上のほか、運営委員会が必要と認めた場合、 各種委員会を置くことができる。

改訂案

第42条 この会に次の委員会を置く。

1. 校外委員会

児童の校外生活の指導並びに保安活動(児童の 安全に係わる活動)を行い、地域との教育環境 の向上に努める。

2. 学年学級委員会

学級学年の保護者と教職員が協力し、学級および学年の活動を行う。

3. 広報委員会

この会の活動状況を会員や地域に知らせるための広報活動を行う。

以上のほか、運営委員会が必要と認めた場合、 各種委員会を置くことができる。

なお、各種委員会の活動にあたっては委員会間 での相互協力体制により活動を進めることが できることとする。